

協議第51号

各種事務事業（教育関係）の取扱い（その2）について

各種事務事業（教育関係）の取扱い（その2）について、次のとおり確認を求める。

平成15年11月14日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会  
会長 伊藤宏太郎

記

各種事務事業（教育関係）の取扱い（その2）について
成人式 成人式については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、開催日を統一し、開催会場及び方法についてはそれぞれの旧市町の例により実施する。
公民館管理運営 1 東予市中央公民館を、新市の中央公民館とする。小松町中央公民館は、新市の地区公民館とし、西条市中央公民館及び丹原町中央公民館は、廃止する。 2 新市の中央公民館の使用料については、現行のとおりとし、地区公民館の使用料については、西条市の例により調整する。 3 休館日については、毎週月曜日、国民の祝日及び年末年始を休館とする。 4 開館時間については、西条市の例により調整する。

各種事務事業（教育関係）の取扱い（その２）について

図書館管理運営

- 1 図書館については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、移動図書サービスについては、新市移行後速やかに西条市の例を基本に調整する。
- 2 休館日については、西条市の例により調整する。
- 3 開館時間については、9時30分から19時までとする。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（各種事務事業(教育関係)の取扱い(その2)総括表）

協議項目	各種事務事業（教育関係）の取扱い（その2）	細項目	教育関係		
事務事業名	教育関係事業	専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会
項目	調整方針				
成人式	成人式については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、開催日を統一し、開催会場及び方法についてはそれぞれの旧市町の例により実施する。 調整方針説明資料（P.21参照）				
公民館管理運営	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 東予市中央公民館を、新市の中央公民館とする。小松町中央公民館は、新市の地区公民館とし、西条市中央公民館及び丹原町中央公民館は、廃止する。</li> <li>2 新市の中央公民館の使用料については、現行のとおりとし、地区公民館の使用料については、西条市の例により調整する。</li> <li>3 休館日については、毎週月曜日、国民の祝日及び年末年始を休館とする。</li> <li>4 開館時間については、西条市の例により調整する。</li> </ol> 調整方針説明資料（P.22,23参照）				
図書館管理運営	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 図書館については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、移動図書サービスについては、新市移行後速やかに西条市の例を基本に調整する。</li> <li>2 休館日については、西条市の例により調整する。</li> <li>3 開館時間については、9時30分から19時までとする。</li> </ol> 調整方針説明資料（P.24参照）				

## 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（教育関係）の取扱い（その2）	細項目	教育関係		
事務事業名	成人式	専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会
調整方針	成人式については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、開催日を統一し、開催会場及び方法についてはそれぞれの旧市町の例により実施する。				
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町		
<p>【概要】 年度内に20歳を迎える市民・市出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催。</p> <p>【開催日及び会場】 開催日 実行委員会を開いて決定。 （成人の日の前日） 会場 西条市総合文化会館大ホール</p> <p>【開催方法】 年度当初に市報で実行委員を募集する。 平成16年成人式の実行委員の構成予定。 第1号委員6人（該当年度対象者） 第2号委員2人（前年度経験者） 第3号委員2人（次年度対象者） 委員が決まり次第、実行委員会を開催し、式典の日時・内容・記念品等を検討し決定する。</p>	<p>【概要】 年度内に20歳を迎える市民・市出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催。</p> <p>【開催日及び会場】 開催日 成人の日の前日 会場 東予市中央公民館</p> <p>【開催方法】 教育委員会事務局で実施。</p>	<p>【概要】 年度内に20歳を迎える町民・町出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催。</p> <p>【開催日及び会場】 開催日 1月3日 会場 丹原町文化会館</p> <p>【開催方法】 教育委員会事務局で実施。</p>	<p>【概要】 年度内に20歳を迎える町民・町出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催。</p> <p>【開催日及び会場】 開催日 成人の日の前日 会場 中央公民館大ホール</p> <p>【開催方法】 教育委員会事務局で実施。</p>	<p>開催日に違いがある。</p> <p>開催方法に違いがある。</p>	<p>成人式については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、開催日を統一し、開催会場及び方法についてはそれぞれ旧市町の例により実施する。</p>

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（教育関係）の取扱い（その2）	細項目	教育関係																																																																																																																					
事務事業名	公民館管理運営	専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会																																																																																																																			
調整方針	1 東予市中央公民館を、新市の中央公民館とする。小松町中央公民館は、新市の地区公民館とし、西条市中央公民館及び丹原町中央公民館は、廃止する。 2 新市の中央公民館の使用料については、現行のとおりとし、地区公民館の使用料については、西条市の例により調整する。 3 休館日については、毎週月曜日、国民の祝日及び年末年始を休館とする。 4 開館時間については、西条市の例により調整する。																																																																																																																							
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容																																																																																																																			
西条市	東予市	丹原町	小松町																																																																																																																					
1 公民館の設置 <table border="1"> <tr><th>名称</th></tr> <tr><td>西条市中央公民館</td></tr> <tr><td>西条地区公民館</td></tr> <tr><td>神拝地区公民館</td></tr> <tr><td>大町地区公民館</td></tr> <tr><td>玉津地区公民館</td></tr> <tr><td>飯岡地区公民館</td></tr> <tr><td>神戸地区公民館</td></tr> <tr><td>橋地区公民館</td></tr> <tr><td>禎瑞地区公民館</td></tr> <tr><td>氷見地区公民館</td></tr> <tr><td>加茂地区公民館</td></tr> <tr><td>大保木地区公民館</td></tr> <tr><td>市之川地区公民館</td></tr> </table>	名称	西条市中央公民館	西条地区公民館	神拝地区公民館	大町地区公民館	玉津地区公民館	飯岡地区公民館	神戸地区公民館	橋地区公民館	禎瑞地区公民館	氷見地区公民館	加茂地区公民館	大保木地区公民館	市之川地区公民館	1 公民館の設置 <table border="1"> <tr><th>名称</th></tr> <tr><td>東予市中央公民館</td></tr> <tr><td>東予市吉井公民館</td></tr> <tr><td>東予市周布公民館</td></tr> <tr><td>東予市多賀公民館</td></tr> <tr><td>東予市壬生川公民館</td></tr> <tr><td>東予市国安公民館</td></tr> <tr><td>東予市吉岡公民館</td></tr> <tr><td>東予市三芳公民館</td></tr> <tr><td>東予市庄内公民館</td></tr> <tr><td>東予市楠河公民館</td></tr> </table>	名称	東予市中央公民館	東予市吉井公民館	東予市周布公民館	東予市多賀公民館	東予市壬生川公民館	東予市国安公民館	東予市吉岡公民館	東予市三芳公民館	東予市庄内公民館	東予市楠河公民館	1 公民館の設置 <table border="1"> <tr><th>名称</th></tr> <tr><td>丹原町中央公民館</td></tr> <tr><td>丹原公民館</td></tr> <tr><td>徳田公民館</td></tr> <tr><td>田野公民館</td></tr> <tr><td>中川公民館</td></tr> <tr><td>桜樹公民館</td></tr> </table>	名称	丹原町中央公民館	丹原公民館	徳田公民館	田野公民館	中川公民館	桜樹公民館	1 公民館の設置 <table border="1"> <tr><th>名称</th></tr> <tr><td>小松町立中央公民館</td></tr> <tr><td>小松町立小松公民館</td></tr> <tr><td>小松町立石根公民館</td></tr> </table>	名称	小松町立中央公民館	小松町立小松公民館	小松町立石根公民館		東予市中央公民館を、新市の中央公民館とする。 小松町中央公民館は、新市の地区公民館とし、西条市中央公民館及び丹原町中央公民館は、廃止する。																																																																															
名称																																																																																																																								
西条市中央公民館																																																																																																																								
西条地区公民館																																																																																																																								
神拝地区公民館																																																																																																																								
大町地区公民館																																																																																																																								
玉津地区公民館																																																																																																																								
飯岡地区公民館																																																																																																																								
神戸地区公民館																																																																																																																								
橋地区公民館																																																																																																																								
禎瑞地区公民館																																																																																																																								
氷見地区公民館																																																																																																																								
加茂地区公民館																																																																																																																								
大保木地区公民館																																																																																																																								
市之川地区公民館																																																																																																																								
名称																																																																																																																								
東予市中央公民館																																																																																																																								
東予市吉井公民館																																																																																																																								
東予市周布公民館																																																																																																																								
東予市多賀公民館																																																																																																																								
東予市壬生川公民館																																																																																																																								
東予市国安公民館																																																																																																																								
東予市吉岡公民館																																																																																																																								
東予市三芳公民館																																																																																																																								
東予市庄内公民館																																																																																																																								
東予市楠河公民館																																																																																																																								
名称																																																																																																																								
丹原町中央公民館																																																																																																																								
丹原公民館																																																																																																																								
徳田公民館																																																																																																																								
田野公民館																																																																																																																								
中川公民館																																																																																																																								
桜樹公民館																																																																																																																								
名称																																																																																																																								
小松町立中央公民館																																																																																																																								
小松町立小松公民館																																																																																																																								
小松町立石根公民館																																																																																																																								
2 公民館の使用料 <b>【西条市公民館設置及び管理条例】</b> (使用料) 第6条 公民館の使用の許可を受けた者が中央公民館を使用するときは、別表第二に定める使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は、使用料を後納することができる。 2 (省略) 別表第二(第6条関係) <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>分</th> <th>基本使用料(1時間当たり)</th> </tr> <tr><td>展示室</td><td></td><td>700円</td></tr> <tr><td>研修室</td><td></td><td>300円</td></tr> <tr><td>視聴覚室</td><td></td><td>300円</td></tr> <tr><td>和室 1</td><td></td><td>300円</td></tr> <tr><td>和室 2</td><td></td><td>300円</td></tr> <tr><td>会議室</td><td></td><td>400円</td></tr> </table> 備考 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日(以下「休日」という。)に使用する場合は、基本使用料の2割を加算する。 2 冷暖房を使用する場合は、基本使用料の5割を加算する。 3 使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、1時間当たりの基本使用料(休日割増及び冷暖房割増加算後の額とする。)に3割を乗じて得た額を加算する。 4 使用料の算定において、10円未満の端数を生じたときは、切り捨てる。 5 使用時間には、準備、後片付け等に要する時間も含むものとする。 6 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。(地区公民館については、使用料の規定がなく、無料である。)	区分	分	基本使用料(1時間当たり)	展示室		700円	研修室		300円	視聴覚室		300円	和室 1		300円	和室 2		300円	会議室		400円	2 公民館の使用料 <b>【東予市公民館設置及び管理条例】</b> (使用料) 第7条 前条の許可を受けて使用する者は、東予市使用料条例に定める使用料を納入しなければならない。 東予市使用料条例別表第1 <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>使用単位</th> <th>使用料</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">地区公民館</td> <td>会議室(大)</td> <td>1時間につき 700円</td> <td>(1)土曜日(12時～22時)、日曜日及び祝祭日 2割加算 (2)入場料等を徴収する場合は、次の割合により加算。 入場料等500円未満 2割 入場料等500円以上1,000円未満 3割 入場料等1,000円以上 5割</td> </tr> <tr> <td>"(中)</td> <td>" 400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>"(小)</td> <td>" 200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">中央公民館</td> <td>多目的ホール</td> <td>1時間につき 1,500円</td> <td>(1)土曜日(12時～22時)、日曜日及び祝祭日 2割加算 (2)入場料等を徴収する場合は、次の割合により加算。 入場料等500円未満 2割 入場料等500円以上1,000円未満 3割 入場料等1,000円以上 5割</td> </tr> <tr> <td>観覧席</td> <td>" 500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>" 400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>" 300円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学習室</td> <td>" 300円</td> <td>(3)冷暖房施設を使用する場合は、7割加算。</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>" 500円</td> <td>(4)舞台照明装置を使用する場合は、証明時間1時間につき1,000円加算。</td> </tr> </table> 注 使用料に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。	区分	使用単位	使用料	備考	地区公民館	会議室(大)	1時間につき 700円	(1)土曜日(12時～22時)、日曜日及び祝祭日 2割加算 (2)入場料等を徴収する場合は、次の割合により加算。 入場料等500円未満 2割 入場料等500円以上1,000円未満 3割 入場料等1,000円以上 5割	"(中)	" 400円		"(小)	" 200円		中央公民館	多目的ホール	1時間につき 1,500円	(1)土曜日(12時～22時)、日曜日及び祝祭日 2割加算 (2)入場料等を徴収する場合は、次の割合により加算。 入場料等500円未満 2割 入場料等500円以上1,000円未満 3割 入場料等1,000円以上 5割	観覧席	" 500円		会議室	" 400円		研修室	" 300円		学習室	" 300円	(3)冷暖房施設を使用する場合は、7割加算。	視聴覚室	" 500円	(4)舞台照明装置を使用する場合は、証明時間1時間につき1,000円加算。	2 公民館の使用料 <b>【丹原町使用料条例】</b> (使用料) 第2条 使用料は、別表に定める額とし、同表に掲げる行政財産を使用し、又は公の施設を利用する者から徴収する。2 別表に掲げる行政財産又は公の施設(以下「施設」という。)以外の施設を使用し、又は利用する場合の使用料は、同表に掲げる施設の使用料の額に比準して、そのつど町長が定める。 別表(第2条関係) <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>5時間未満</th> <th>5時間以上1日</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">公民館</td> <td>大会議室</td> <td>3,000円 4,000円</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>1,500円 2,000円</td> </tr> </table> 備考 使用者が入場料又はこれに類するものを徴収し、又は営利を目的として使用する場合は、当該使用料の4倍の額に相当する額とする。 (町長が定める使用料) 多目的ホール 1時間につき 100円	施設区分	使用料		5時間未満	5時間以上1日	公民館	大会議室	3,000円 4,000円	小会議室	1,500円 2,000円	2 公民館の使用料 <b>【小松町使用料条例】</b> (使用料) 第2条 使用料は、別表に掲げる財産を使用する者から同表に定める額を徴収する。 2 (省略) 別表(第2条関係) <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>財産の名称</th> <th>使用単位</th> <th>会場使用料</th> <th>冷暖房使用料</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td rowspan="9">公民館施設</td> <td>大ホール</td> <td>1時間につき</td> <td>1,860円</td> <td>1,110円</td> <td>放送設備1式 1回1,000円</td> </tr> <tr> <td>相談室</td> <td>"</td> <td>180円</td> <td>100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>"</td> <td>360円</td> <td>210円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>"</td> <td>360円</td> <td>210円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>老人いこい室</td> <td>"</td> <td>250円</td> <td>150円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>"</td> <td>490円</td> <td>290円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>和室(大)</td> <td>"</td> <td>180円</td> <td>100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>和室(小)</td> <td>"</td> <td>120円</td> <td>70円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 備考 (1)使用者が入場料又はこれに類するものを徴収するとき、及び営利を目的として使用する場合は、使用料の4倍の額とする。	区分	財産の名称	使用単位	会場使用料	冷暖房使用料	備考	公民館施設	大ホール	1時間につき	1,860円	1,110円	放送設備1式 1回1,000円	相談室	"	180円	100円		研修室	"	360円	210円		会議室	"	360円	210円		老人いこい室	"	250円	150円		調理室	"	490円	290円		和室(大)	"	180円	100円		和室(小)	"	120円	70円							新市の中央公民館の使用料については、現行のとおりとし、地区公民館の使用料については、西条市の例により調整する。
区分	分	基本使用料(1時間当たり)																																																																																																																						
展示室		700円																																																																																																																						
研修室		300円																																																																																																																						
視聴覚室		300円																																																																																																																						
和室 1		300円																																																																																																																						
和室 2		300円																																																																																																																						
会議室		400円																																																																																																																						
区分	使用単位	使用料	備考																																																																																																																					
地区公民館	会議室(大)	1時間につき 700円	(1)土曜日(12時～22時)、日曜日及び祝祭日 2割加算 (2)入場料等を徴収する場合は、次の割合により加算。 入場料等500円未満 2割 入場料等500円以上1,000円未満 3割 入場料等1,000円以上 5割																																																																																																																					
	"(中)	" 400円																																																																																																																						
	"(小)	" 200円																																																																																																																						
中央公民館	多目的ホール	1時間につき 1,500円	(1)土曜日(12時～22時)、日曜日及び祝祭日 2割加算 (2)入場料等を徴収する場合は、次の割合により加算。 入場料等500円未満 2割 入場料等500円以上1,000円未満 3割 入場料等1,000円以上 5割																																																																																																																					
	観覧席	" 500円																																																																																																																						
	会議室	" 400円																																																																																																																						
	研修室	" 300円																																																																																																																						
	学習室	" 300円	(3)冷暖房施設を使用する場合は、7割加算。																																																																																																																					
	視聴覚室	" 500円	(4)舞台照明装置を使用する場合は、証明時間1時間につき1,000円加算。																																																																																																																					
施設区分	使用料																																																																																																																							
	5時間未満	5時間以上1日																																																																																																																						
公民館	大会議室	3,000円 4,000円																																																																																																																						
	小会議室	1,500円 2,000円																																																																																																																						
区分	財産の名称	使用単位	会場使用料	冷暖房使用料	備考																																																																																																																			
公民館施設	大ホール	1時間につき	1,860円	1,110円	放送設備1式 1回1,000円																																																																																																																			
	相談室	"	180円	100円																																																																																																																				
	研修室	"	360円	210円																																																																																																																				
	会議室	"	360円	210円																																																																																																																				
	老人いこい室	"	250円	150円																																																																																																																				
	調理室	"	490円	290円																																																																																																																				
	和室(大)	"	180円	100円																																																																																																																				
	和室(小)	"	120円	70円																																																																																																																				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（教育関係）の取扱い（その2）			細項目	教育関係	
事務事業名	公民館管理運営			専門部会名	教育部会	分科会名 社会教育分科会
調整方針						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
3 休館日 中央公民館 文化会館の休館日に合わせ休館とする。 毎週月曜日 国民の祝日の翌日 年末年始（12月29日～1月3日） 地区公民館 毎週日曜日 国民の祝日 年末年始（12月29日～1月3日）	3 休館日 中央公民館 毎週月曜日 国民の祝日（その日が月曜日の場合は翌日） 年末年始（12月29日～1月3日） 地区公民館 土・日曜日 国民の祝日 年末年始（12月29日～1月3日）	3 休館日 土・日曜日（貸し館は年中） 国民の祝日 ただし、館長が必要と認めたときは、臨時休館日を定めることができる。 年末年始（12月29日～1月3日）	3 休館日 毎週月曜日 国民の祝日 ただし、教育委員会が必要と認めるときは、臨時に開館又は休館することができる。 年末年始（12月29日～1月3日）	休館日に違いがある。	毎週月曜日、国民の祝日及び年末年始を休館とする。	
4 開館時間 中央公民館 9:00～22:00 地区公民館 8:30～17:00 （部屋の貸出は、鍵を預け22:00まで可能）	4 開館時間 中央公民館 9:00～22:00（土・日曜日は17:00） 地区公民館 9:00～17:00 （部屋の貸出は、鍵を預け22:00まで可能）	4 開館時間 地区公民館 8:30～17:00 （部屋の貸出は、鍵を預け22:00まで可能）	4 開館時間 中央公民館 9:00～22:00 地区公民館 9:00～22:00 夜間（17:15以降）は、シルバーが業務委託管理。	開館時間に違いがある。	西条市の例により調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（教育関係）の取扱い（その2）			細項目	教育関係	
事務事業名	図書館管理運営			専門部会名	教育部会	分科会名 社会教育分科会
調整方針	1 図書館については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、移動図書サービスについては、新市移行後速やかに西条市の例を基本に調整する。 2 休館日については、西条市の例により調整する。 3 開館時間については、9時30分から19時までとする。					
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
1 図書館の設置 西条市立図書館  蔵書（「四国の公共図書館」2002.4.1掲載数） 150,627冊（うち新聞9種、雑誌26種） 貸出冊数（13年度実績） 165,330冊 移動図書館車貸出分を含む。  移動図書サービス 平成5年10月から移動図書館車の巡回を実施。 ステーション33か所を月2回ずつ巡回。 巡回日 火・水・土・日曜日 整理日 木曜日 定休日 月・金曜日 車載冊数 2,500冊 利用状況（13年度実績）3,591人、16,316冊	1 図書館の設置 東予市立図書館（郷土館併設）  蔵書（「四国の公共図書館」2002.4.1掲載数） 73,549冊（うち新聞8種、雑誌56種） 貸出冊数（13年度実績） 109,181冊  移動図書サービス 該当なし	1 図書館の設置 該当なし	1 図書館の設置 小松町立温芳図書館  蔵書（「四国の公共図書館」2002.4.1掲載数） 34,972冊（うち新聞6種、雑誌21種） 貸出冊数（13年度実績） 16,011冊  移動図書サービス 該当なし	移動図書サービスは、西条市だけが実施しているサービスである。	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、移動図書サービスについては、新市移行後速やかに西条市の例を基本に調整する。	
2 休館日 毎週月曜日 （その日が国民の祝日の場合は翌日と翌々日） 国民の祝日の翌日（土・日曜日の場合は翌日） 年末年始（12月29日～1月3日） 館内整理日（毎月末日・月曜日の場合は前日） 特別整理期間（3月に1週間）	2 休館日 毎週月曜日 （その日が国民の祝日の場合は翌日も） 国民の祝日 年末年始（12月29日～1月3日） 館内整理日 （毎月末日、末日が休館日の場合はその前日） 年度末休館（3月）	2 休館日 該当なし	2 休館日 毎週月曜日 （その日が国民の祝日の場合は翌日も） 国民の祝日 年末年始（12月28日～1月3日） 月末整理日（月曜日の場合は前日）	休館日に違いがある。	休館日については、西条市の例により調整する。	
3 開館時間 10:00～19:00 （ただし、7/1から8/30の間は、9:30～19:00）	3 開館時間 火～金曜日 9:30～19:00 土・日曜日 9:30～17:00	3 開館時間 該当なし	3 開館時間 9:30～17:30	サービスが低下しないよう統一する必要がある。	9時30分から19時までとする。	

## 先例地の事例

### 〔いなべ市〕

#### 町立学校等の通学区域

4町の町立学校等の通学区域は現行のとおりとする。

#### 学校教育事業

- 1 学校給食については、当面現行のとおりとし、統一に向けて調整する。
- 2 遠距離通学費補助については、現行のとおりとする。
- 3 奨学金支給事業については、北勢町の制度に統一する。

#### 社会教育事業

- 1 主な行事については、各町の現状を踏まえつつ実施方法等の調整を図る。また、スポーツ大会については、体育協会、体育指導委員、スポーツ少年団等において調整し、決定する。
- 2 その他社会教育事業(各種講座等)は、当面現行を基本とするが、新市においてそのあり方を検討する。
- 3 町指定文化財等は、新市に引き継ぐものとする。
- 4 社会教育施設については、すべて新市に引き継ぐものとする。  
また、使用料については、当面現行のとおりとし、新市において調整するものとする。

### 〔さぬき市〕

#### 小中学校・幼稚園の通学区域等の取扱い

当面現行のとおりとする。ただし、新市において通学区域の検討を行う。

#### 学校教育の取扱い

##### (1) 幼稚園

授業料及び入園料は、現行のとおりとする。

保育時間は、新市において統一して実施する。

給食は、現行のとおりとする。

入園資格、定員及び学級数は、当面現行のとおりとする。ただし、新市において検討を行う。

授業料等減免及び私立幼稚園就園奨励費補助金については、国の基準により設定する。

##### (2) 各種委員会等

心身障害児就学指導委員会及び遠距離通学者等対策委員会は、新市において新たに設置する。

##### (3) その他事業

奨学金制度については、水準の高い町の例により実施する。なお、奨学金の額は、次のとおりとする。

〔高等学校生徒、高等専門学校学生〕

15,000円/月、貸付期間5年以内

〔大学学生、専修学校生徒〕

37,000円/月、貸付期間4年以内

#### 学校給食の取扱い

##### (1) 施設等

当面現行のとおりとする。ただし、新市において施設、給食費等の検討を行う。

##### (2) 運営委員会

新市において、新たに設置する。

#### 社会教育の取扱い

(1) 主要行事については、各町の現状を踏まえつつ実施方法等の調整を図る。

(2) 各種行事関係、生涯学習講座等は、基本的に現行のとおりとするが、新市において調整を図る。

(3) 指定文化財等は、新市に引き継ぐこととする。

(4) 各事業等は、新市においても継続して実施する。

#### 同和教育の取扱い

人権教育推進市町事業等は、新市においても引き続き実施し、事業内容の充実を図る。

### 〔東かがわ市〕

#### 学校教育関係の取扱い

(1) 奨学金については、白鳥町の例により育英資金貸付基金を設置する。貸付条件等については、現行の制度をもとに、合併時に統一する。

(2) 給食費については、単価を統一する。

給食センターについては、各町とも老朽化が著しいため施設の近代化、衛生面の向上及び合理化を図ることを目的として統合する。

(3) スクールバスの運行については、現状の区域内で新市に引き継ぐ。

(4) 就学時健康診断、通学児童生徒の健康管理については、現行のとおりとし、小児成人病検査については、白鳥町の例により実施する。

(5) 平日の保育は、午後2時30分までとする。幼稚園の3歳児保育については、白鳥町の例により調整し、合併時に統一する。

(6) 預かり保育については、保育に欠ける幼稚園児について、当分の間幼稚園において長期休業中も含め、午後6時まで実施し、預かり保育に係る保育料は、月額5,000円程度とし、新市において調整する。

(7) 小学校低学年の放課後児童対策については、既存の公立児童館及び各小学校の空教室において対応できるよう、新市において調整する。保育時間は、引田町の例による。まつばら児童館においては、学童保育を実施する。

#### 社会教育関係の取扱い

(1) 教育委員会講座、主催行事等については、現行のとおりとし、随時調整する。

(2) 町指定文化財については、新市に引き継ぎ、補助制度については、新市において調整する。